

「救急医療情報システム」構築業務 仕様書

令和6年12月

宇部・山陽小野田消防組合

目次

第1章 基本事項.....	1
1 件名.....	1
2 目的.....	1
3 適用範囲.....	1
4 契約担当課.....	1
5 納入期限及び運用・保守期間.....	1
6 支払条件.....	2
7 納入検査.....	2
8 準拠法令等.....	2
第2章 業務の概要.....	2
1 本サービスの概要.....	2
2 品名及び数量.....	3
3 納入場所.....	4
4 本サービス導入業務の概要.....	4
5 作業内容.....	5
6 成果物.....	6
第3章 本サービス要件.....	7
1 本サービス提供基本要件.....	7
2 本サービス機能要件.....	9
(1) 現場活動情報入力・閲覧機能.....	9
(2) 受入要請・管理機能.....	10
(3) 救急活動情報閲覧機能.....	11
(4) 搬送要請（交渉応需・応需履歴）の可視化機能.....	12
(5) 救急活動記録票作成、管理機能.....	13
(6) 予後調査業務機能.....	13
(7) データ出力.....	14
(8) 消防 OA データ連携機能.....	14
3 サービスレベル品質保証要件（SLA）.....	15
第4章 作業要件.....	16
1 全体管理.....	16
2 本サービス構築・導入時の対策.....	18
3 各種テスト.....	21
4 運用開始準備.....	21
5 本サービス利用終了時の対策.....	23
第5章 保守要件.....	24

1	基本要件	24
2	運用支援要件	24
3	障害対応要件	25
4	本サービス等保守	26
5	次期システムへの移行	28
第6章	契約条件等	28
1	受注者としての条件	28
2	秘密保持	28
3	情報セキュリティの確保	28
4	個人情報保護に関する事項	29
5	契約不適合責任	30
6	再委託等	30
7	損害賠償、復旧	31
8	権利・義務の譲渡	31
9	知的財産権の帰属等	31
10	疑義等	32
第7章	地震、風水害その他の災害時の復旧支援に関する要件	32
1	復旧支援要件	32
2	復旧支援実施要件	32
3	復旧支援に係る連絡体制要件	33
第8章	その他（救急活動記録票）	33

第1章 基本事項

1 件名

「救急医療情報システム」構築業務

2 目的

宇部・山陽小野田消防組合（以下「消防組合」という。）管内における救急出動件数は増加傾向で推移しており、救急出動の連続化が進んでいる。また、医療機関も医師不足や医師の高齢化、働き方改革等の影響から、従来の受入れ体制を維持できなくなり、傷病者を医療機関に収容するのに時間を要する、「搬送困難事案」が増加し、救急活動の長時間化も重なっている。それに伴い、救急出動後の事務作業量も増加し、救急隊員の労務負担軽減も早急に着手すべき課題である。

そこで、ICT 技術を活用した救急隊と医療機関の情報共有システムを導入することで救急 DX を実現し、「救急車の現場滞在時間の短縮」「傷病者に適した医療機関への早期搬送と早期治療開始」「宇部・山陽小野田保健医療圏の交渉・応需状況の可視化」などを図り、地域の救急医療の課題を解決することを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、救急医療情報システム（以下「本サービス」という。）のシステム構築とその運用・保守に関して、受注者が実施する「第2章5 作業内容」に記載の全ての事項（以下「本契約」という。）に適用する。

本サービスの利用者は、消防組合、救急告示病院、メディカルコントロール協議会、その他（最終的に特定する）とする。

4 契約担当課

〒755-0027

山口県宇部市港町二丁目3番30号

宇部・山陽小野田消防組合 警防課

電話 : 0836-21-6113

FAX : 0836-31-0119

メール : keibou@ube-sansho119

5 納入期限及び運用・保守期間

(1) システム構築期限：令和7年11月30日（日）まで

受注者は本仕様書に記載する以下の内容を構築期限までに完了し、翌日から運用開始な状態で提供すること。

- ・「第2章5 作業内容」2、3に定めた機能
- ・「第2章5 作業内容」4のうち教育・事前研修
- ・「第3章2 本サービス機能要件」に定めた機能

なお、運用・保守開始日において本サービスを利用できない場合は、代替機能を受注者の責任と負担で提供すること。また各成果物の納品日は「第2章6 成果物」に規定する。

(2) 運用・保守期間：システム構築完了から、令和10年3月31日まで。

6 支払条件

- (1) システム構築費用の支払は、請求があった日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 運用・保守の支払は、一括して令和7年度中に支払うものとする。
- (3) 令和7年度中の通信費用は、構築費用に含めるものとする。

7 納入検査

物品を除く本サービスの納入時は、消防組合による納入検査を行い受注者が立ち会うこと。

納入検査の結果、本サービスの全部又は一部に本仕様書の仕様を満たさないもの又は動作不良が発見された場合には、受注者は直ちに改修を行い、消防組合が指定する日時までに納入すること。

8 準拠法令等

本契約は本仕様書に定める事項のほか、次の関係法令・規定等に基づき実施するものとする。

- ・ 宇部・山陽小野田消防組合財務規則
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 宇部・山陽小野田消防組合セキュリティポリシー基本事項（以下「消防組合セキュリティポリシー」という。）
- ・ その他関係法令等

第2章 業務の概要

1 本サービスの概要

本サービスは救急隊がICTを活用して医療機関と連携をとり、適切に救急活動を行うことが基本機能となる。さらに本サービスはサーバ上に保管された救急活動業務のデータを活用し、救急搬送業務の効率化を実現する。

また、本業務は単独の消防本部だけで完結するものではないため、管内だけではなく予め広域でのサービス運用を見据えた仕様とする。山口県内の複数の消防本部や医療機関と連携することを想定し、連携する消防本部間で他ベンダーの通信指令台や消防 OA システムを運用している場合であっても、本サービス自体はシステム連携できる仕様や設計とする。

2 品名及び数量

本サービスの契約において、ライセンス費用が発生するのは救急隊ライセンスであり、医療機関のライセンスには費用が発生せず、参加する医療機関が増減した場合も保守の範囲で対応し追加の費用が発生しないこと。また、医療機関以外のライセンスの発行については契約者間で協議し決定すること。受託者は救急隊および消防組合が本サービスを利用する際に使用する以下の端末・物品などを調達する。

(1) 本サービスのライセンス

- ・救急隊用ライセンス 10ライセンス
- ・消防局管理用ライセンス 1ライセンス
- ・医療機関用ライセンス 必要数（別途協議）

(2) 本サービスの利用端末

- ・救急隊用タブレット 10台
iPad 64 GB Wi-Fi Cellular モデル 第10世代以降（同等品可）
- ・消防局管理用タブレット 1台
iPad 64 GB Wi-Fi Cellular モデル 第10世代以降（同等品可）

(3) 本サービスを利用する救急隊用及び消防局管理用端末用のアクセサリ

- ・各タブレット端末に適したハードカバー 11台
Timecity フルプロテクトケース A2696/A2757/A2777（同等品可）
- ・スタイラスペン 11本
Apple Pencil (USB-C)（同等品可）

(4) 本サービスを利用する救急隊用及び消防局管理用端末の通信契約

- ・PS-LTE に準拠した通信プランを選定すること。
- ・月あたり通信容量 10GB まで利用できるプランを選定すること。
- ・利用ユーザー間のデータシェアに対応すること。

(5) 本サービスを利用する救急隊用及び消防局管理用端末のモバイルデバイス管理

- ・リモートワイプ機能を有する一般的な MDM サービス

- ・ MDM サービスの初期設定及びアプリケーション配布
- ・ その他付随する業務

(6) 本サービスを利用する救急隊用及び消防局管理用端末のキッティング

- ・ 受託者が利用端末のキッティングを行い、本サービスを利用できるようにすること。

(7) その他物品

- ・ Wi-Fi ダイレクト接続機能を有する A4 対応プリンター 10 台
- ・ HP Officejet 200 Mobile CZ993A#ABJ (同等品可)
- ・ 消防 OA 連携時に利用する二次元コードリーダー 9 台

3 納入場所

(1) 本サービスは主に次の場所で運用できるよう納入するものとし、詳細については消防組合と協議すること。

- ・ 救急出動先
- ・ 宇部・山陽小野田消防組合各施設

名 称	所 在 地
宇部・山陽小野田消防局	宇部市港町二丁目3番30号
宇部中央消防署	宇部市港町二丁目3番30号
宇部中央消防署 東部出張所	宇部市大字西岐波761番地1
宇部西消防署	宇部市厚南中央五丁目6番22号
宇部西消防署 北部出張所	宇部市大字荒瀬11051番地
宇部西消防署 楠出張所	宇部市大字船木461番地1
小野田消防署	山陽小野田市高栄一丁目6番1号
山陽消防署	山陽小野田市大字厚狭487番地9
山陽消防署 埴生出張所	山陽小野田市大字埴生3229番地12

- ・ 救急告示病院及びその他の医療機関

(2) 成果物の納入場所

〒755-0027

山口県宇部市港町二丁目3番30号

宇部・山陽小野田消防組合 警防課

4 本サービス導入業務の概要

消防組合では、救急業務に関連する業務のうち、次の業務を本サービスで行う。

No.	業務名	業務内容
1	救急活動記録	救急事案情報の収集
		傷病者情報の収集
		医療機関への情報伝達と受入要請
		受入要請に対する応需結果の収集
		医療機関の応需状況を考慮した受入要請の依頼
		救急活動記録の作成
2	傷病者受入判断 医療機関側	傷病者の受入判断
		傷病者の検査、処置、カルテ作成の準備
		救急活動記録票の閲覧、保存
		地域の医療体制を考慮した搬送受入の判断
		事案の引継ぎ完了の署名
3	予後調査	傷病者の予後情報のデータ登録、共有
		傷病者の予後情報の閲覧、出力
4	統計	サービス内に登録された情報の閲覧、出力
5	救急活動報告書作成	救急活動報告書の作成

5 作業内容

本契約の作業概要を次のとおりとする。

No.	項目	概要	詳細要件 本仕様書中
1	全体管理	スケジュール・リソース・成果物・契約等の管理及び各種調整等	第4章1
2	システム構築	基本設計、詳細設計、パッケージ選定・調達、設定及びカスタマイズ等	第4章2
3	各種テスト	単体テスト、結合テスト、総合テスト	第4章3
4	運用開始準備	教育・事前研修及び本番切替・立会い	第4章4
5	運用支援	問合せ対応、障害対応、問合せ状況管理及び利用者研修等	第5章2
			第5章3
6	本サービス等保守	構成管理、修正プログラム適用、バージョンアップ及び障害対応等	第5章4
7	本サービス利用終了の対応等	データ抽出、データ完全消去	第4章5

6 成果物

受注者は、No.1以外の次のドキュメントを紙媒体で2部及び電子媒体（CD-R 又はDVD-R 等）で2部提出すること。なお、電子データについてはマイクロソフト Office 形式で提出すること。

各成果物は消防組合と協議の上で省略又は統合することができる。

No.	成果物名	内容	期日
1	本サービス等	本サービスで使用するアカウント、本サービス使用权、本サービス使用に必要なハードウェア（CPU、メモリ、ストレージ当）及びソフトウェア使用权等	サービス開始時
2	導入実施計画書	本契約の管理体制・管理方法・全体スケジュール表・作業体制等を明記したもの。	契約後、14 就業日以内
3	構成図	本サービスの構成図（ネットワーク及び他外部サービスの利用や連携含む。）	導入実施計画書にて取り決めること。
4	設定・設計書	本サービス設定・設計書・リソース設計、運用計画、障害対応計画	導入実施計画書にて取り決めること。
5	進捗・作業報告書	進捗報告書（定期的に提出）、課題管理表及び構築作業等の作業報告書等	指定なし 月に1回程度
6	テスト計画書	テスト方法・テスト内容・スケジュール・他関連システムとの連携確認等について明記したもの。	導入実施計画書にて取り決めること。
7	テスト結果報告書	テストの結果及び作業報告書等	導入実施計画書にて取り決めること。
8	各種手順書	①消防組合職員がシステム操作時に参照する操作手順書（一般職員向け） ②消防組合職員がサービス運用管理時に参照する運用管理手順書（管理者向け） ③医療機関がサービス運用時に参照する操作・運用手順書 ④障害が発生した際の障害対応手順書	①～③は研修日まで ④は運用開始日まで

		(役割分担及び連絡先等) ※本サービスの機能を改修やバージョンアップされたら、都度内容を更新し消防組合に提供すること。	
9	議事録(本サービス導入・構築)	出席者・開催形式・実施日時・打合せ内容・決定事項等を明記したもの。	開催後、14 就業日以内
10	議事録(本サービス運用)	出席者・開催形式・実施日時・打合せ内容・決定事項等を明記したもの。	開催後、14 就業日以内
11	本サービス利用終了作業計画	スケジュール・外部サービス利用終了設定等を明記したもの。	運用・保守期間終了日の1か月前までに納品すること。
12	データ消去証明書	運用・保守期間終了後に外部サービスに係るデータ消去を実施し、完全にデータが消去されたことを証明する書類	終了後、14 就業日以内

第3章 本サービス要件

1 本サービス提供基本要件

(1) 情報資産の取扱い

ア 情報資産の分類に応じ、取扱制限、運搬、送信及び消去等の情報の取扱いについて、受注者は、消防組合セキュリティポリシーに定める内容と同等の取扱いを可能とすること。

イ 受注者は、情報の取扱状況を適宜把握できること。

ウ 本サービスを提供するにあたり、受注者が業務委託や他の外部サービスを用いる場合、受注者以外の者と受注者の間において、消防組合セキュリティポリシーを遵守するよう合意すること。

(2) 目的外利用の禁止

受注者は、消防組合が利用する本サービスで取扱う消防組合が管理する情報(以下「消防組合管理情報」という。)を、外部サービスの提供に必要な範囲以外の目的で利用しないこと。

(3) 管理体制

- ア 受注者は従業員や再委託先又はその他の者によって、消防組合の意図しない変更が加えられない管理体制を整備すること。
- イ 受注者は本サービスに消防組合の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった際に追跡調査や立入検査等、消防組合と受注者が連携して原因を究明できる体制を整備すること。
- ウ 受注者は、(3) ア、(3) イについて書類等で提出すること。

(4) 情報セキュリティインシデント対応

- ア 受注者は情報セキュリティインシデント発生時の対応体制及び対応マニュアル等を整備すること。
- イ 受注者は情報セキュリティインシデント発生時に、本サービスの運用状況・影響範囲調査等、事案解決のための調査を実施すること。
- ウ 情報セキュリティインシデント発生時、営業時間内外を問わず、受注者に連絡できること。
- エ 受注者は情報セキュリティインシデント発生時に、消防組合及び本サービス利用者に対して、インシデントの内容、対象情報、対応方法、復旧見込時間等消防組合が必要とする情報を提供できること。

(5) 履行状況の確認

- ア 受注者は、受注者のセキュリティ対策及びその他契約内容の履行状況を、消防組合に定期的に書面により報告すること。
- イ 報告等により、セキュリティ対策やその他契約内容の履行状況に不備・不足等を発見した場合、消防組合の求めに応じ、受注者は、改善措置を行うこと。
- ウ 本サービスについて、受注者は、消防組合による情報セキュリティ監査を受け入れること。

(6) 本サービス中断・終了時の対応

- ア 受注者は、本サービス利用期間中、当該サービスを提供できること。
- イ 消防組合が本サービスの利用を停止する場合、受注者は、消防組合管理情報を協議の上、破棄又は返却できること。
- ウ 受注者はアによらず本サービスの終了又は変更する場合、少なくとも3か月前に告知すること。

(7) サービスレベル

受注者は、「第3章3」に示すサービスレベル品質保証要件（稼働率、目標復旧時間、バックアップの保管方法など）を満たすこと。

(8) 国外リスク

- ア 受注者は消防組合管理情報を国内データセンターで運用するとともに、バックアップも含めて国内から持ち出さないこと。
- イ 消防組合が利用する外部サービスは、日本の法令の範囲内で運用できるサービスであること。
- ウ 契約において日本国内の裁判所を合意管轄裁判所として規定可能なこと。

(9) 情報セキュリティ対策

- ア 受注者はタブレット端末用アプリについて、利用者のみが利用できる専用タブレット端末に本サービスをインストールすること。
- イ 受注者は、本サービスにおいて、国や情報セキュリティに関する団体などが提供する指針やガイドラインに準拠したセキュリティ対策を実施すること。
- ウ 受注者は、本サービスとインターネット接続点の通信を監視すること。
- エ 受注者は、本サービスに係るアクセスログ等の証跡の保存、取得及び提供が可能であること。なお、ログは1年間以上保存すること。
- オ 受注者は本サービスの業務上の重要度を考慮し、本サービス上の情報に係る復旧時点目標等の指標を明確化すること。
- カ 受注者は本サービスについて、情報セキュリティ監査を実施すること。

(10) 認証の取得

受注者は本サービス提供において、情報セキュリティに関する公的認証等を取得していること。若しくは、取得と同等の信頼性を有することを客観的な事実等により説明できること。

2 本サービス機能要件

本サービスは対象業務を適正及び確実かつ効率的に行うため、公共安全モバイル回線を活用して運用するサービスであり、次に示す機能要件を満たすこと。救急業務は救急隊だけでなく医療機関やメディカルコントロール協議会など広く関与するため、機能要件欄に機能を利用する対象者も明記する。

なお、本サービスに登録されたデータは、出力が可能であること。

(1) 現場活動情報入力・閲覧機能

入力された情報は後述する機能2から8に反映させる。

【対象】救急隊（※消防局は閲覧のみ可能）

【概要】救急隊が現場情報、傷病者情報を救急隊用タブレットに情報を登録する。

No.	機能	仕様
1	文字入力機能	■救急隊がキーボード入力、フリック入力、スクリブル入力（手書き入力）で情報を端末に入力できること。
2	入力支援機能（OCR）	<p>■OCR を利用し撮影した文字情報を抽出して登録できること。</p> <p>■OCR として撮影された画像が、No.4 と同時に保管され、医療機関にも送信できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人定情報の OCR 免許証、保険証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど ・バイタル情報の OCR 患者監視装置、除細動器など ・各時間情報、住所などの OCR 車両動態表示装置（AVM）、指令書（紙）
3	音声入力機能	■音声入力機能を利用して情報を入力できること。
4	写真（動画）撮影機能	<p>■写真（動画）を撮影しサーバに保管できること。</p> <p>■1 事案につき複数枚（回）撮影ができること。</p> <p>■撮影した写真（動画）は医療機関に送信できること。</p>
5	複数傷病者対応	<p>■2 人以上の複数傷病者に対応し、個々に情報が作成できること。</p> <p>■他の救急隊に、傷病者情報がタブレット間でデータの引継ぎができること。</p>
6	データ編集機能	■救急隊は登録したデータの編集ができること。
7	データ閲覧機能	■救急隊は登録したデータを閲覧できること。
8	医薬品検索機能	<p>■医薬品名を検索し、検索した医薬品を服薬情報として登録できること。</p> <p>■部分一致で検索できること。</p>
9	医薬品辞書機能	<p>■服薬情報として登録した医薬品の効能、効果を閲覧できること。</p> <p>■お薬手帳の OCR で医薬品検索機能が利用できること。</p>

(2) 受入要請・管理機能

【対象】 救急隊

【概要】 救急隊が登録した現場・傷病者情報を医療機関に送信し受入要請を効率的に行うことができる。

No.	機能	仕様
1	医療機関検索機能	<ul style="list-style-type: none"> ■要請する医療機関を検索できること。 ■部分一致で検索できること。
2	医療機関養成及び傷病者情報送信機能	<ul style="list-style-type: none"> ■医療機関に傷病者の受入要請を行えること。 ■入力した情報を選定した医療機関に事案情報としてリアルタイムに送信できること。
3	応需状況の登録機能	<ul style="list-style-type: none"> ■要請した医療機関の応需状況を登録できること。 ■選定理由、不応需理由を登録できること。
4	要請キャンセル機能	<ul style="list-style-type: none"> ■医療機関に要請した事案について、要請をキャンセルできること。 ■要請をキャンセルした場合、医療機関の傷病者情報閲覧画面から事案情報が削除されること。
5	要請後追加データ送信機能	<ul style="list-style-type: none"> ■救急隊は要請中（受入可）の状態にある事案において、追加情報を医療機関に送信し、自動的に傷病者情報閲覧画面に反映させることができること。
6	一斉要請機能	<ul style="list-style-type: none"> ■必要に応じて、救急隊は同一事案の要請を任意の複数の医療機関に対し一斉に行うことができること。 ■要請する医療機関は都度選択できること。 ※傷病者情報閲覧画面には一斉要請であることがわかるように表示すること。

(3) 救急活動情報閲覧機能

【対象】 医療機関

【概要】 自身の医療機関に要請依頼のあった事案の現場・傷病者情報（機能1及び機能5の情報）をインターネットに接続した端末から閲覧し、受入判断や救急処理準備などの適正化、効率化を行う。

No.	機能	仕様
1	要請・搬送事案の一覧表示機能	<ul style="list-style-type: none"> ■救急隊から受け入れを要請された事案は傷病者情報閲覧画面に一覧表示されること。 ■要請キャンセル、不応需の事案は傷病者情報閲覧画面から自動的に削除されること。 ■初回要請から48時間経過した事案は、傷病者情報閲覧画面から自動的に削除されること。
2	救急活動情報閲覧機能	<ul style="list-style-type: none"> ■救急隊から受け入れを要請された事案は、傷病者情報閲覧画面から情報（救急隊名、傷病者名、バイタル、主訴、傷病経過、画像等）を閲覧できること。

3	救急活動記録票 閲覧、出力機能	■救急隊が作成した救急活動記録票を、傷病者情報閲覧画面から閲覧及びPDF形式での出力ができること。
4	電子カルテや各 部門システムと の連携機能	■救急隊から受け入れを要請された事案情報は傷病者情報画面上に二次元コードとしてわかりやすい場所に表示すること。 ■二次元コードから読み取った情報は、医療機関の電子カルテなどへ転記または取り込みができること。
5	コミュニケーション アプリとの 連携機能	■救急隊から受け入れを要請された事案情報はAPI等を用いて自動的にコミュニケーションアプリへ連携できること。

(4) 搬送要請（交渉応需・応需履歴）の可視化機能

【対象】 消防局、救急隊、医療機関、メディカルコントロール

【概要】 地域の応需状況を可視化することにより、救急隊が地域の救急搬送の応需状況を確認し、迅速かつ適切に医療機関選定を行う。また、医療機関は地域の応需状況を把握しながら適切に受入判断を行うことによって、交渉時間の短縮を実現することを目的とする。

本機能の縦軸には医療機関名を表示し、横軸には各事案の時間経過を表示し、交渉・応需可視化画面とする。救急隊は事案作成画面から、医療機関は傷病者情報閲覧画面から本機能へアクセスできることとする。

No.	機能	仕様
1	表示地域選択機能	■表示される医療機関の圏域や地域を選択できること。
2	経過時間表示機能	■交渉、応需結果について時間経過を表示させること。 ■時間軸は閲覧画面で任意又は事前に協議の上、定めた選択時間にて表示できること。 (時間軸の例) ・直近30分までの事象 ・直近1時間までの事象 ・直近2時間までの事象 ・直近6時間までの事象
3	各事案の応需情報表示機能	■各事案の交渉・応需の結果を交渉・応需可視化画面に表示させること。 ■No.2搬送要請・管理機能で救急隊タブレットに登録された情報を基に下記ステータスにて表示すること。 ・受入要請の開始時刻から受入要請先の決定又はキャ

		<p>ンセルした時刻までは、「交渉中」と表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入可を選択した場合は、「受入可」と表示 ・受入不可を選択した場合は、「受入不可」と表示
4	各事案の情報閲覧機能	<p>■各事案の情報は救急隊が（１）の機能で登録した情報を基に下記の内容を表示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急隊名 ・傷病者の性別 ・傷病者の年代 ・応需結果 ・不応需理由
5	拡張機能（他消防本部との機能連携）	<p>■複数の消防本部間で本サービスを連携する場合、連携する消防本部の全事案を交渉・応需可視化画面に反映可能なこと。</p>

（５）救急活動記録票作成、管理機能

【対象】 救急隊

【概要】 救急隊が救急隊用タブレットに情報を登録し救急活動記録票を作成すること。

No.	機能	仕様
1	救急活動記録票作成機能	<p>■救急活動記録票を作成できること。</p> <p>※入力した情報は、救急活動記録票に反映させること。</p> <p>※入力項目は人定情報、バイタル情報を基本とし別途協議する。</p>
2	救急活動記録票出力機能	<p>■作成した救急活動記録票等を PDF 形式で出力できること。</p>
3	署名機能	<p>■医療機関に傷病者を引継ぎした記録として、医師の署名を電子的に行えること。</p>
4	編集ロック機能	<p>■医師の署名後、救急隊は救急活動記録票のデータを変更できないように自動的にロックすること。</p> <p>■医師の署名後、救急隊が救急活動記録票のデータを変更する場合は署名を無効化すること。</p>

（６）予後調査業務機能

【対象】 消防局、救急隊、医療機関

【概要】 消防局、救急隊が取扱った事案のうち予後調査を行う事案について医療機関は本サービスを通じ予後情報の入力を行う。予後調査業務をペーパーレス

で行うことにより、予後調査用の紙媒体資料の紛失や誤送信のリスクを減少し、調査実施状況の可視化、効率化及び有効利用を目的とする。

No.	機能	仕様
1	予後入力機能 (医療機関側)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 傷病者情報閲覧画面からアクセスできること。 ■ 自らの医療機関で救急搬送受入した事案の閲覧ができること。 ■ 自らの医療機関で救急搬送受入した事案の予後情報を入力できること。 ■ 予後調査機能へのアクセスは、2段階認証を利用する。
2	予後調査閲覧機能 (消防局側)	■ 消防局管理アカウントでは全事案の予後調査の実施状況と医療機関が入力した内容を閲覧できること。
3	予後調査出力機能 (消防局側)	<ul style="list-style-type: none"> ■ No.1 で入力した情報を CSV などの形式で出力できること。 ※出力できる対象範囲はNo.2 に準ずる。

(7) データ出力

【対象】 消防局、救急隊

【概要】 入力されたデータが CSV 等の一般的なファイル形式で抽出可能なこと。

No.	機能	仕様
1	登録データ集計機能	■ 本サービスに入力された項目を集計できること。
2	登録データ出力機能	■ データを CSV 等の一般的な形式で出力できること。

(8) 消防 OA データ連携機能

【対象】 消防局、救急隊

【概要】 本サービスに登録された情報をオフライン形式で消防 OA に反映させる。連携については消防組合が使用する消防業務システム事業者の機器と行い、構築に係る費用については、消防業務システム事業者のものも含めた上で、提案上限額内に収めること。

なお、反映させる項目については、人定情報、バイタル情報を基本として、別途協議するものとする。

No.	機能	仕様
1	二次元コード表示機能	■ 救急隊が本サービスに登録したデータの内、特定の情報を二次元コードとして端末に表示させること。

2	二次元コード読取機能	■所定の PC 端末上で、二次元コードの情報を読み取り、JSON 形式で出力できること。
3	データ入力機能	■出力したデータは、消防 OA の指定した入力欄に反映させること。

3 サービスレベル品質保証要件 (SLA)

受注者は、本サービスにおいて以下のサービスレベル品質を保証すること。

No.	分類	サービスレベル項目	条件
1	可用性	サービス時間	サービス提供時間 24 時間 365 日 計画サービス定期月 1 回程度 事前に消防組合に通知すること。
		サービス稼働率	99.5%以上（ただし計画サービス停止を除く）
2	障害対応	障害通知プロセス	障害発生時に消防組合に電話又はメール等の事前協議にて決定した手段で通知すること。
		障害通知時間	30 分以内
		障害監視間隔	10 分/回
		ディザスタリカバリ	災害発生時のシステム復旧・サポート体制を有すること。
3	性能	オンライン応答時間	平均 3 秒以内（電波不感地帯等のオフライン環境を除く）
		サービス提供状況報告	年 1 回レポートによる提供
4	拡張性	カスタマイズ性	カスタマイズ可能条件を提示すること。
		外部接続性	必要に応じて外部接続用 API 等の提供が可能なこと。
		接続ユーザー数	今後想定されるユーザー数の増加に十分な対応が可能なこと。
		アップグレード方針	バージョンアップは年 1 回以上 事前に概要資料を提供し、許可を得ること。 セキュリティパッチ適用は月 1 回以上（適用しない）
5	サポート	サービス提供時間帯	受付時間

		(障害対応)	全日 24 時間
		サービス提供時間帯 (一般問合せ)	受付時間 平日 9 時から 17 時
		夜間・休日問合せ	受付時間 平日 9 時から 17 時以外
6	運用管理	システム監視基準	サーバ電源監視サーバOS 応答監視 サービス死活監視 10 分間隔 WEB サービス監視 システムログ監視 アプリケーションログ監視
7	データ管理	データ保障要件	日時バックアップ データベース、設定ファイル等 バックアップ場所
		バックアップデータ 保存期間	日次 7 世代 月次 6 世代 年次 1 世代
		データ消去要件	別記仕様のとおり
8	セキュリティ	公的認証取得要件	別記仕様のとおり
		情報取扱者の制限	別記仕様のとおり
		情報取扱い環境	入退室管理の実施等
		ログの取得	別記仕様のとおり
		セキュリティパッチ 対応	別記仕様のとおり
		ウイルスチェック対 応	別記仕様のとおり
		通信の暗号化レベル	別記仕様のとおり

第4章 作業要件

1 全体管理

(1) 受注者は次の要件に基づき、プロジェクト体制を整備すること。

ア 作業者。業務範囲、役割及び連絡先を明確にすること。

イ 重要な業務においては、常時連絡できるような複数体制とすること。

ウ プロジェクトマネージャ及び業務ごとの責任者を設置すること。

エ 消防組合から受注者に対する指示、協議、申し出等全てを受付できるプロジェクトマネージャを選定すること。

- オ マルチベンダ構成により構築を行う場合や一部業務を再委託する場合等、受注者以外の事業者も明示すること。その際、事業者間で十分な合意を得ておくこと。
- (2) 受注者は次の要件に基づき、全体スケジュール及び詳細スケジュールを作成すること。
- ア 契約から本サービス運用開始までの各作業を網羅すること。
 - イ 作業ごとに主体実施者、消防組合及び本契約の再委託者等受注者以外の事業者の関わりを明確にすること。
 - ウ 消防組合のイベントやマイルストーン等を含めて作成すること。
 - エ 事前に日時の確定が必要な事項や準備が必要な事項、及び調整に期間を要する事項は、その旨明記すること。
- (3) 受注者は契約締結後速やかに「第2章6 No.2」に記載の作業実施計画書（全体スケジュール表、作業体制等を含む。）を契約締結後14日以内（休日を除く。）に提出すること。なお、作成に当たっては消防組合と十分に協議の上、承認を得ること。また、スケジュールや作業体制を変更する必要がある場合は、変更内容を記載した書面をもって報告し、消防組合の承認を得た上で実施することとし、作業実施計画書をその都度提出すること。
- (4) 受注者は本サービスの構築環境（作業場所、電源、設備等）を受注者の責任と負担において用意し、事故等のないよう管理すること。
- (5) プロジェクト体制は次の要件をみたす人員を含めて構成すること。
- ア プロジェクトマネージャ
受注者は官公庁等で過去5年以内に実施された、本契約と同等の規模以上の案件においてプロジェクトマネージャを務めた経験を有している、あるいはシステム設計・構築・運用等の業務経験（官公庁等関連システムにおける設計・構築・運用を一貫して実施した経験を含む）を5年以上有しているものを選任すること。
 - イ 作業員
受注者は官公庁等で過去5年以内に実施された本件と同等の規模の案件において、作業に当たった経験を有するものを選任すること。
 - ウ 救急医療アドバイザー
受注者は、専門的見地を踏まえて本サービスの説明及び最適な運用提案が行えるよう、過去3年以内に救急告示病院での勤務歴を有する日本救急医学会救急科専門医を選任すること。
- (6) プロジェクト体制の変更が必要となる場合（要員の追加及び作業担当者の変更を

行う場合)は速やかに変更案を提示し、消防組合の承認を得ること。

- (7) プロジェクトマネージャは契約締結後30日以内に、消防組合、受注者(プロジェクトマネージャ、作業者等)等関係者が参加する会議(キックオフミーティング)を開催し、関係者紹介、全体スケジュール及び作業内容等概要を説明するとともに、構築作業が円滑に進捗するよう消防組合と協議すること、プロジェクトマネージャは、「第2章6 No.9、10」に記載の議事録を作成し、消防組合に提出すること。
- (8) プロジェクトマネージャは全体スケジュール表又は詳細スケジュール表等により本契約のスケジュール・進捗状況を把握するとともに、課題管理表等により検討対応が必要な事項を把握すること。
- (9) 本サービス導入・構築では月1回の定例会、都度の担当者レベルでの打合せ、各作業工程の区切りでの説明会を開催し、「第2章6 No.5」に記載の進捗・作業報告書を作成し、消防組合に提出、報告すること。また、プロジェクトマネージャは月1回の定例会を実施した場合は、「第2章6 No.9」に記載の議事録を作成し、消防組合に提出すること。なお消防組合が認めた場合は、それぞれの報告会を兼ねて開催することができるものとする。
- (10) 本サービス構築・導入では、各作業工程の区切りでの説明会で、消防組合の承認を得てから、次工程に進めること。
- (11) プロジェクトマネージャは消防組合からの作業等に対する問合せに対し、速やかに対応するとともに、各項目の終了時においては作業結果について消防組合の承認を得ること。
- (12) プロジェクトマネージャは情報セキュリティに留意し、定期的に作業状況を検査すること等により、情報漏洩等の事故を防止すること。

2 本サービス構築・導入時の対策

受注者は、次の要件に基づき、本サービスの構築・導入作業を実施すること。

(1) 基本要件

- ア 各種設計に基づき、本サービスの構築・導入すること。構築の際は、設計書に基づき構築しているか確認するとともに、確認結果を消防組合に提出すること。
- イ 構築作業、導入準備、導入作業等を示した導入計画書を作成すること。導入作業の手順には、各作業が正しく行われていることの確認を含めること。また、消

防組合ネットワークや業務に影響を与えることのないよう作成すること。

ウ 既存システム等に影響を及ぼす場合は、事前に消防組合と協議の上、導入手順書を作成すること。

エ 作成した導入計画書を消防組合に提出の上、承認を得ること。

(2) カスタマイズ要件

ア 「第3章2」に記載の本サービス機能要件のうち、非標準機能を抽出し消防組合に提示すること。

イ 情報セキュリティ対策やシステム運用管理以外の非標準機能のうち、事務フローの変更や事務処理方法の変更等によりカスタマイズせずに実現できる機能を消防組合に提示した上で、カスタマイズするか協議すること。

ウ 協議等により追加実装すると確認した非標準機能が、本サービスの導入後の機能追加や制度改正等による本サービス改版に、どのように影響するか、また、カスタマイズの有無による制度改正等本サービス改版時の改修費用の差異の程度を消防組合に提示した上で、再度カスタマイズするか協議すること。

エ カスタマイズすることとした非標準機能に関しては、できる限り標準機能に影響しないよう、また、導入後の制度改正等による本サービス改版に影響しないよう、実装すること。

オ アからウについて消防組合と協議後、「第2章6 No.4」に記載の設計書を作成し、消防組合に提出すること。なお、非標準機能に関しては、データ追加項目や機能追加・変更部分が分かるよう作成すること。

カ 本契約期間中に法改正等により機能追加、変更等が必要な場合は、原則として受注者および保守の範囲において本サービスのバージョンアップにより対応するものとする。

(3) 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御対策の実施

ア 本サービスを利用するために付与される ID、パスワードの付与基準、許可基準、更新基準、廃棄・削除基準等を明確化し、当該基準に沿った運用ができるよう構築すること。

イ 付与した ID、パスワードが不正に利用されないよう、また不正に利用された場合その状況を確認できるよう構築すること。

ウ 必要に応じ、本サービスを利用できる端末を限定できるよう構築すること。

エ パスワードは原則次のとおり設定できること。

- ・長さ 10 文字以上の制限
- ・英大文字、英小文字、記号及び数字を含める制限
- ・パスワードを暗号化した状態で保存

オ 本サービスで提供される機能や本サービス上に保存される情報に、アクセス権限のないものがアクセスできないよう制限すること。

カ 本サービス構築にあたり仮想マシン（ソフトウェアによって仮想的に再現された物理的なコンピュータと同等の機能を有するコンピュータ）を使用する場合は、不正プログラム対策（必要なポート、プロトコル及びサービスだけを有効とすることやマルウェア対策、ログ取得等の実施）を確実に実施すること。また、適切なセキュリティ対策を実施した後、インターネット等外部ネットワークに接続する手順とすること。

（４） 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化

ア 本サービス内及び本サービス利用者から本サービスまでの通信経路全般において暗号化すること。

イ 利用する暗号化方式は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号化方式であるか、または記載された暗号化方式と同等以上の強度を持つ暗号化方式であること。

ウ 当該外部サービスの暗号における一連の管理策が、関連する協定、法令及び規則を遵守していること。また、「電子政府推奨暗号リスト」に記載されていない暗号化方式を利用する場合、特に輸出規制に抵触していないか確認すること。

（５） 開発時におけるセキュリティ対策

ア 本サービスによる情報システム構築時の仕様書やソースコード、設定情報、ネットワーク情報等の情報を漏えい等しないよう適切に管理すること。

イ 本サービスによる情報システム構築時に使用する又は導入するソフトウェア等が当該ソフトウェアベンダーのライセンス規定に適合しているか確認すること。

ウ 本サービス構築時に利用する API 等の本サービス提供者以外のソース等を使用する際に、マルウェア等を混入させない等、情報セキュリティに配慮した開発の手順を確立するとともに、手順に基づき構築を行うこと。

（６） 設計・設定の誤り

ア 本サービスに係る設定が適切であるか、確認する方法を消防組合と事前に協議すること。

イ 本サービスに係る設定内容について、複数人で確認を行うこと。

ウ 本サービス上のネットワークに、消防組合が規定する情報セキュリティ要件が異なるネットワークを複数接続する場合、それぞれのネットワーク間通信を適切に制御するとともに、その通信を監視するよう構築すること。

- エ 消防組合が実施できる外部サービスに係る設定の範囲を極力最小化すること。
また、その責任範囲を明確化すること。
- オ 本サービスで使用する CPU、メモリ等のリソースについて、将来の利用予測を行い、適切に割り当てすること。また、想定以上の負荷に対応できるよう、リソースを変更できるよう構築すること。
- カ 利用状況に応じて自動的にリソースの割り当てを変更する場合、リソース不足によるサービス停止とならないよう、適切に監視し、必要なリソースを確保できるよう構築すること。
- キ 本サービスにより提供するサービスが、定期保守等を除き停止させることが難しいものである場合、電源やネットワークの冗長化等、可用性を考慮した設計・設定となっているか確認すること。
- ク 本サービスで使用するシステムが、適切に時刻同期するよう設計・設定すること。

3 各種テスト

(1) 受注者は次の要件に基づき、必要なテストを実施すること。

- ア 「第2章6 No.6」に記載のテスト計画書を作成し、消防組合に提出すること。
- イ 少なくとも、本サービス単体でのテスト、他外部サービスとのデータ連携等に関するテスト及び運用を想定した本サービス利用全体に関するテストを実施すること。

なお、本サービス単体でのテストを別途実施済の場合等においては、消防組合にテスト状況を説明し、消防組合が承認した場合は、省略できるものとする。

- ウ 原則、受注者が準備する作業場所においてテストを実施すること。
- エ 本番データを使用したテストは、消防組合が指定する場所のみで実施すること。
- オ 非標準機能等に関しては、取り得る範囲内の入力値によるテストの他、取り得る範囲外の入力値によるテストや、想定以上の負荷テスト等、通常と異なる状況を想定したテストを実施するとともに、その結果について消防組合に説明すること。
- カ テスト完了後、「第2章6 No.7」に記載のテスト結果報告書を、消防組合に提出し、承認を得ること。

(2) 受注者はテストドキュメントを運用・保守期間中保管し、期間中のシステム改版時等、再度テストが必要になった場合は効率的にテストを実施すること。

4 運用開始準備

- (1) 受注者は次の要件に基づき、「第2章6 No.8」に記載の操作手順書及び運用管理手順書を作成すること。
 - ア 本サービスの操作方法は、画面コピー等を活用し、分かりやすく作成すること。
 - イ 業務固有の用語には説明を付すこと。
 - ウ 処理の流れに沿った構成（ページの並び等）とすること。
 - エ 特に注意すべき処理には、理由とともにその取扱方法を明記すること。

- (2) 受注者は、次の要件に基づき、「第2章6 No.8」に記載の障害対応手順書を作成すること。
 - ア 連絡体制（連絡手段及び連絡先）を明記すること。なお連絡先は複数体制とすること。
 - イ 連絡前に確認すべき事項等があれば、事前確認事項として盛り込むこと。

- (3) 受注者は次の要件に基づき、警防課と救急隊向けに研修を実施すること。
 - ア 事前に研修計画書を提出し、消防組合の承認を得ること。
 - イ 研修に必要な機器及び資料等は消防組合と協議の上、受注者が準備すること。
 - ウ 研修は消防組合の指定する場所で実施すること。
 - エ 「第2章6 No.8」に記載の手順書をもとに消防組合と合意した資料を用いて説明すること。
 - オ 警防課向けと救急隊向けの研修は別々に実施すること。
 - カ 救急隊向けは、1回2時間程度で2回以上とすること。
 - キ 救急隊向けは、消防組合の事務フローや事務処理方法に沿って、実機を使用しながら実施すること。
 - ク 警防課向けは、本サービスの管理に必要な項目についての操作方法や留意点等、安定的に運用できるような内容とすること。

- (4) 受注者は次の要件に基づき、医療機関向けに説明会を実施すること。
 - ア 受注者は消防組合と協議の上、医療機関向けの説明会の内容を決定すること。
 - イ 研修に必要な機器及び資料等は消防組合と協議の上、受注者が準備すること。
 - ウ 研修は消防組合の指定する場所で実施すること。
 - エ 1回1時間程度で実施すること。開催回数は消防組合と協議し決定すること。
本サービスの概要と運用の説明会は時期を分けて実施すること。ただし消防組合が1回での開催が望ましいと判断した場合、その限りではない。
 - オ 必要に応じて、実機を使用しながら実施すること。

- (5) 受注者は次の要件に基づき、医療機関に訪問し本サービスの説明を実施すること。

- ア 消防組合と受注者は、訪問する医療機関を選定すること。
 - イ 受注者は医療機関に訪問し、該当する医療機関に適した運用方法を説明し提案すること。
- (6) 受注者は安定運用の早期化を図るため、以下を実施すること。
- ア 受注者は本稼働初日から3日間、操作方法や誤操作等の問合せに即時対応できる体制を構築すること。
 - イ 受注者はフォローアップを行った結果を消防組合に報告すること。
- 5 本サービス利用終了時の対策
- 運用・保守期間終了後、受注者は、次の要件に基づき、本サービス利用終了対応を実施すること。
- (1) 基本要件
- ア 受注者は、消防組合の他システム稼働や業務の継続等に影響を与えることのないよう、「第2章6 No.11」に記載の本サービス利用終了作業計画を作成し、運用・保守期間終了の1か月前までに消防組合の承認を得ること。
 - イ 運用・保守期間終了時、本サービス内に蓄積したデータを消防組合が指定するレイアウト及びファイル形式で抽出し、電子媒体に格納し提出すること。また、データ仕様書及びコード定義書も提出すること。
- (2) 本サービスで取り扱った情報等の廃棄
- ア 以下を例とする本サービス利用時に取り扱ったすべての情報、及び本サービスを利用するために必要となった設定情報等の情報を、復元できない方法により削除すること。
 - ・本サービスに保存された情報
 - ・仮想リソース（仮想マシン、仮想ストレージ、仮想ネットワーク等）
 - ・ファイル（ストレージサービスに格納したファイル、各サービスのログ、開発関連ファイル、設定ファイル等）
 - ・暗号化された情報の復号に用いる鍵
 - ・ドメイン情報
 - ・上記のバックアップデータ
 - イ アで規定する情報が暗号化されている場合においても、同様に削除すること。
 - ウ 本サービス利用時に取り扱った情報について、(1)、(2)に基づき情報を廃棄した旨のデータ消去証明書を提出すること。
- (3) 本サービスで取り扱った機器廃棄時の情報廃棄
- ア 本サービス利用時に使用した基盤となる物理機器を、本サービス利用終了とと

もに廃棄する場合は、当該機器に保存した情報を世界基準に準拠した消去方法により確実なデータ消去を行うこと。また採用する消去方法は事前に消防組合の承認を得ること。

イ 本サービス利用時に使用した基盤となる物理機器に保存した情報について、
(1)に基づき廃棄した旨の本サービス利用基盤廃棄実施報告書を提出すること。

(4) 本サービス利用のために作成したアカウントの廃棄

ア 作成した本サービス利用者アカウントを全て削除すること。または消防組合が削除できること。

イ 利用した本サービス管理者アカウントを削除すること。または消防組合が削除できること。

ウ 削除した管理者が再利用できないことを確認すること。

エ 本サービス利用者アカウント以外の特種なアカウント(ミドルウェアアカウント等)を作成した場合、当該アカウントを確実に削除すること。または消防組合が削除できること。

オ 本サービス利用者アカウント以外の特種なアカウントを使用して作成したデータについても、復元できない方法により削除すること。

第5章 保守要件

1 基本要件

- (1) 保守対応受付連絡は、本サービスに付随する本サービスも含め一元的な問合せ窓口とすること。
- (2) 運用・保守期間中に本サービスのサポート期間が終了しないこと。
- (3) 受注者は運用・保守体制における責任体制を明確にするため、担当者を明記した運用・保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、消防組合の承認を得ること。また、緊急時を想定した連絡網を整備し、提出すること。
- (4) 障害発生時には、消防組合及び障害に関する保守事業者と綿密な調整・連携を行い、受注者の責任範囲に応じて保守作業を行うこと。

2 運用支援要件

- (1) 受注者は次の要件に基づき、問合せ対応を行うこと。
 - ア 操作方法、誤操作時の復旧方法、本サービスの障害発生時の一次問合せ、制度改正に伴うシステム改版相談等、本サービスに関する問合せ及び相談(以下「問合せ等」という。)に対応すること。

イ 問合せ等の受付時間は休日、祝日及び休業日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時までとすること。

ウ 消防組合が緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合は、イに記載の時間以外も対応すること。

エ 受付時間内は、電話、電子メール等、複数の連絡手段により対応すること。

オ 受け付けた問合せ等について、即時対応できない場合は対応期日を明示すること。

(2) 受注者は次の要件に基づき、問合せ等の管理を行うこと。

ア 受け付けた問合せ等をインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで対応を継続すること。

イ 障害は、「第5章3」により対応すること。

ウ 受け付けた問合せ等及び対応結果を一覧形式にしたものを、定期的に消防組合に提出すること。なお、誤操作等のインシデントに関しては再発防止策を盛り込むこと。

(3) 受注者は、年1回運用報告会を開催すること。

(4) 前項の運用報告会では、次の事項について報告書を作成し、報告すること。

ア 本サービスの運用状況、問合せ等及びインシデントの状況等

イ 法改正等による本サービス改版見込等についての情報提供

ウ その他、消防組合が報告を求めた事項

(5) 受注者は次の要件に基づき、操作研修を実施すること。

ア 実施時期は必要に応じ年1回実施することとし、消防組合が準備した会場で実施すること。

イ 対象者は人事異動等により新たに本サービスの利用者となった消防組合職員とし、内容は導入時の操作研修と同等とすること。

(6) 受注者は次の要件に基づき、医療機関へ訪問し、本サービスの説明を実施すること。

ア 消防組合と受注者は、訪問する医療機関を選定すること。

イ 受注者は医療機関に訪問し、該当する医療機関に適した運用方法を説明し、提案すること。

3 障害対応要件

受注者は次の要件に基づき、本サービスの障害対応を行うこと。

- (1) 本サービスに障害が発生した場合、消防組合からの連絡に基づき一次切り分けを行うこと。
- (2) 一次切り分け後、障害復旧に向けた対応策を検討し、消防組合と協議の上、実施すること。
なお、受注者のみでの対応が困難な場合を想定した連絡協力体制を事前に構築しておくこと。
- (3) 障害復旧後、障害発生原因を究明し、再発防止策を検討し、消防組合と協議の上、必要な防止策を実施すること。
- (4) 障害状況を消防組合が定める障害報告書により、発生時点、障害対応時点等、随時報告すること。

4 本サービス等保守

受注者は次の要件に基づき、本サービスの保守を実施すること。また、実施内容が適切であるか適宜管理し、半年に1回消防組合に報告し、承認を得ること。

- (1) 受注者は、本サービスの適切な運用管理のため次のとおり実施すること。
 - ア 本サービス提供者、本サービス提供に係る関連事業者、本サービス利用者、及び消防組合それぞれの責任分界点を消防組合と協議し明確化すること。
 - イ 本仕様書に記載の情報セキュリティに関する要件を満たしていることを定期的に確認すること。この場合において少なくとも次の事項について確認項目とする。
 - ・消防組合管理情報の保存方法、保存場所、伝送経路
 - ・消防組合管理情報の廃棄状況
 - ・ログ情報の収集と保存状況
 - ・時刻同期の実施状況
 - ・バックアップの実施状況及びバックアップデータの保存場所
 - ・不正アクセスの監視状況
 - ウ 本サービスに係る情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制に変更がある場合は、改版した障害対応手順書を消防組合へ提出し、承認を得ること。
- (2) 取り扱う情報資産の適切な管理の実施
 - ア 本サービスで利用する情報システムに割り当たる CPU、メモリ等のリソースが適切であるか、適宜管理すること。
 - イ 従量制となるサービスを導入した場合は、本サービスで利用するリソースの利用状況を適宜監視するとともに、必要最小限となるよう、リソース割り当ての設定変更を実施すること。

(3) 不正アクセスを防止するためのアクセス制御の実施

- ア 本サービス等の管理者権限を消防組合業務担当者及び本サービス保守事業者以外の者に割り当てないこと。
- イ 管理者権限による操作について、全て記録・保尊すること。
- ウ 本サービスが不正利用されていないか監視すること。

(4) 暗号化のための情報の適切な管理

- ア 本サービスを利用するための通信経路や本サービスに保存するデータ等を暗号化する場合は、構築時の暗号化方式を採用しているか確認すること。
- イ 構築時の暗号化方式の脆弱性の有無の確認や、脆弱性がある場合の対策を適宜実施すること。また、対策不可能な脆弱性が発見された場合は、安全性が確保された暗号化方式に変更すること。
- ウ 暗号化方式を変更する場合は、事前に消防組合と協議すること。協議においては、変更後の暗号化方式がセキュリティ上適切であることを説明すること。

(5) 設計・設定時の誤りの防止策の実施

- ア 本サービスの設定を変更する必要がある場合は、事前に消防組合と協議を行うこと。
- イ 設定変更を行う場合は、当該変更箇所について、変更前、変更後の設定内容を記録日時とともに保存すること。
- ウ 利用者設定や通知等の運用に大きな影響を及ぼさない設定変更を消防組合が行う場合の運用管理手順書を整備すること。
- エ 設定変更に伴い、「第2章6 No.8」手順書に変更すべき点がないか、定期的に確認すること。

(6) 本サービスを利用した情報システムの事業継続の確保

- ア 障害等の事態に対応できるよう、本サービスで提供するシステムや設定情報を構築時や設定変更時等に必要なバックアップを取得すること。
- イ 仕様書に規定した間隔でバックアップを取得すること。また、取得されているか定期的に確認すること。
- ウ バックアップを用いてシステムを復旧させるための手順書を整備するとともに、訓練の実施などにより当該手順を実施できる体制を確保すること。また、確保していることを定期的に確認すること。
- エ 本サービスで利用しているデータ容量、性能等を監視し、未然に障害発生等を防止すること。

(7) 本サービスを賃貸借期間中にカスタマイズした場合においても、受注者は、本契約に基づく保守により(1)から(6)について対応すること。

5 次期システムへの移行

受注者は運用・保守契約の期間終了時まで、必要に応じて、次期システムへの移行に予め定めたデータを汎用的なファイルフォーマットで提供すること。

第6章 契約条件等

1 受注者としての条件

受注者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 本契約を行う事業者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、消防組合から求められた本契約の実施において必要な情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。また、本契約の実施予定部門が、(JIS Q 27001 ISO/IEC 27001)を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。

(2) 過去5年間に消防組合と同等規模の官公庁(国家期間・地方公共団体・独立行政法人)に対して、本サービスと同製品の構築(設計、開発及び導入)及び保守業務を受注し、かつ、業務を成功裏に遂行した実績を有すること

2 秘密保持

(1) 受注者は、運用・保守期間中はもとより、契約期間終了後であっても、本契約を履行する上で知り得た消防組合に係る情報を第三者に開示又は漏えいさせないこととし、そのために必要な措置を講じること。

(2) 受注者は、貸与資料についての借用書を消防組合に提出すること。なお、受注者は、貸与資料については、複製してはならず、原則として第三者に提供又は閲覧させないこと。また、紛失、破損及び滅失することのないよう慎重に取り扱うこと。

(3) (1)の情報及び(2)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に消防組合と協議の上、承認を得ること。

3 情報セキュリティの確保

(1) 受注者は消防組合情報セキュリティポリシーを遵守すること。また、当該ポリシーについては、「第6章2」の要件に基づき、その内容を秘密にする措置を講じること。

(2) 受注者は、セキュリティを確保するために次の措置を講じることとし、発生する費用は本契約に含むこと。

ア 本契約の履行のために消防組合から提供する重要情報及び当該業務の実施において知り得た情報については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、管理すること。

イ 本契約の履行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちに消防組合に報告すること。また、受注者は被害が発生した場合の状況を把握するために必要な記録類を運用・保存期間の終了まで保存し、消防組合の求めに応じて提供すること。

ウ 受注者の講じる情報セキュリティ対策が消防組合情報セキュリティポリシーの基準を満たしていない場合には、受注者は、消防組合と協議の上で追加的なセキュリティ対策を講ずること。

エ 本契約の履行における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために消防組合が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受け入れること（消防組合が選定した事業者による監査を含む。）

(3) 受注者は、本契約に係る業務履行に当たり受注者の管理管轄する場所以外で作業を行う場合は、身分証明書を常時本契約者に携帯させること。また、関係者の請求があった場合はこれを提示すること。

4 個人情報保護に関する事項

(1) 受注者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び当該法律を遵守するために受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

(2) 受注者は、個人情報「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。）の取り扱いに関して、消防組合が提示する「個人情報及び特定個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

(3) 受注者は、特定個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持すること。

(4) 受注者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）に関し、次のとおり扱うこと。

- ア 取扱区域を定め、業務の着手前に書面により消防組合に報告すること。
- イ 取扱区域を変更する場合は、事前に書面により消防組合に申請し、承認を得ること。
- ウ 消防組合が指定する場所に持ち出す場合を除き、特定個人情報を取扱区域から持ち出さないこと。

5 契約不適合責任

運用・保守期間中、本サービスに契約不適合があることが発見された場合は、受注者は消防組合が当該契約不適合を発見した日から起算して1年間、消防組合が指定する期日までに無償で改修・修理・正常品に交換し、又は、その契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができるものとし、受注者はそれらに応じること。

なお、当該契約不適合を発見した日から起算して1年以上の保証の明記があるものは、当該期間の保証義務を負うこととし、当該期間を経過した後は、協議の上で対応すること。

6 再委託等

- (1) 受注者は、本契約の全部又は主たる部分を委任、請負等により第三者に実施させないこと。ただし、次の場合においては、この限りでない。

ア 受注者が、請負等を受ける業者の名称・住所・請負業務の範囲・委託等の理由を記載した書面（以下「再委託等許諾申請書」という。）を事前に消防組合に申請し、その承認を受けた場合

イ 受注者が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品の購入・会場借上げ等の軽微な業務を委託しようとする場合

- (2) (1) に基づき、第三者に業務を委任、請負等（以下「再委託等」という。）する場合は、「第6章2」「第6章3」「第6章4」に従い、当該第三者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保について同様の義務を請負契約等において課すこと。

- (3) 受注者が(1) に基づき再委託する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等（以下「再々委託等」という。）が行われるときは、予め当該複数段階の再委託等許諾申請書を消防組合に提出すること。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- (4) 受注者が(1) に基づき再委託等する場合において、これに伴う第三者の行為に

については、その責任を受注者が負うものとする。なお、再々委託等の場合も同様する。

7 損害賠償、復旧

- (1) 受注者は、本契約履行中に生じた事故等に対して、発生原因、経過及び被害等の状況を直ちに報告し、消防組合の指示を受けること。
- (2) 本サービスの利用又は本契約により、消防組合の他システム及び機器等に不具合が発見された場合、受注者の責任と負担で復旧のための措置を迅速に実施すること。
- (3) 本契約において、受注者の故意又は過失により、消防組合又は第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償すること。また、「第6章6」に規定する再委託等を受託したものが第三者に損害を与えた場合についても同様とする。その場合の賠償の責めは受注者が負うものとする。
- (4) 受注者に故意または重過失のある場合を除き、本契約に基づく損害賠償の範囲は通常損害に限定され、その金額は委託料の総額を上限とする。

8 権利・義務の譲渡

受注者は、「第6章6」に規定する再委託に関するものを除き、本契約及び契約から生じる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供しないこと。

9 知的財産権の帰属等

- (1) 本契約の成果物について、受注者は、本契約受注以前に受注者が権利を有するものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を消防組合に無償で譲渡することとし、消防組合が独占的に使用するものとする。
- (2) 受注者は、消防組合及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本契約の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、消防組合と協議すること。
- (3) 本契約の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権及び著作権等については、全て受注者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続を行うこと。なお、この場合、受注者は、当該著作権者の使用許諾条件につき、消防組合の承認を得ること。

- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が消防組合の責めに記す場合を除き、受注者の責任と負担において一切の処理をすること。
- (5) 前各項にかかわらず、受注者の既存の産業財産権、著作物に係る一切の権利、並びに本契約に関する業務に基づき受注者が新たに成した他に汎用的に使用可能な資料・プログラムその他著作物等に係る著作権その他一切の権利については受注者に留保されるものとする。

消防組合は、本契約に関する業務の結果の利用に必要な限度にて、当該著作物及び前項に定める著作物のうち受注者に帰属するものを自由に利用することができるものとし、受注者は、消防組合による使用について、著作者人格権を行使しない。

10 疑義等

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに消防組合と協議の上、解決に向けて最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないよう十分注意すること。
- (2) 本契約の履行に必要な物品の納入及び調整作業等については、本仕様書に明記されていない事項であっても、受注者の責任において用意、実施すること。
- (3) その他本契約の履行に必要と認められる事項は、本仕様書に記載のない事項であっても、消防組合と協議の上、実施すること。

第7章 地震、風水害その他の災害時の復旧支援に関する要件

1 復旧支援要件

受注者は、地震、風水害その他の災害が発生した場合の本サービスへの影響を最小限に抑えるため、次の支援を行うこと。

- (1) 本サービスの被害状況の確認
- (2) 本サービスの復旧に必要な人員の確保
- (3) 平時において受注者が管理している、本サービスの復旧に必要なドキュメントの提供

2 復旧支援実施要件

「第7章1(1)」による内容を直ちに消防組合に報告し、消防組合が復旧支援を

要請した場合は、受注者は迅速に実施すること。

3 復旧支援に係る連絡体制要件

復旧支援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を行うため、受注者は連絡責任者を配置すること。

第8章 その他（救急活動記録票）

救急活動記録票については、総務省と厚生労働省が現在検討している全国標準化の様式や、それを取り入れる予定の山口県標準様式等を選択できること。